

第2回犯罪被害者等施策に関する関係府省庁連絡会議 議事概要

開催要領

日時：令和6年1月17日（水）午後3時30分～午後4時20分

場所：中央合同庁舎第2号館 16階 第1会議室

出席者

議長	松村 祥史	国家公安委員会委員長	【途中退席】
議長代理	緒方 禎己	警察庁次長	
構成員	楠 芳伸	警察庁長官官房長	
同	岡田 恵子	内閣府男女共同参画局長	
同	藤野 克	総務省大臣官房総括審議官	
同	上原 龍	法務省大臣官房政策立案総括審議官	
同	鹿沼 均	厚生労働省政策統括官（総合政策担当）	
同	長橋 和久	国土交通省総合政策局長	
代理	野村 知司	こども家庭庁長官官房審議官（支援局担当）	
同	次田 彰	文部科学省大臣官房政策課長	
	江口 有隣	警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当）	

概要

○ 国家公安委員会委員長開会挨拶

犯罪被害者等施策については、犯罪被害者等基本法や犯罪被害者等基本計画に基づき、様々な取組を積み重ねてきた。加えて、昨年6月6日、犯罪被害者等施策推進会議において今後進めるべき5項目の取組が定められた。

この取組の一つとして、「国における司令塔機能の強化」があり、昨年9月26日に閣議決定された基本方針に基づき、10月1日以降、国家公安委員会が政府全体の司令塔として犯罪被害者等施策の推進に関する総合調整を担うこととなった。

これらを踏まえ、本連絡会議において、犯罪被害者等施策の進捗状況に関する点検、検証、評価を進めるとともに、関係府省庁の更なる連携・協力を図っていききたいと考えている。

特に、推進会議決定に基づく取組については、必要な施策の実施に向け、示された期限までに確実に結果を出さなければならない。

各府省庁においては、推進会議決定及び第4次基本計画に基づく取組はもちろん、各府省庁の力を総動員して犯罪被害者等施策のより一層の充実・強化に取り組んでいただきたい。

○ 犯罪被害者等施策推進会議決定に盛り込まれた取組の進捗状況について

・ 警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当）

「犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する検討」については、現在、有識者検討会を開催し、犯罪被害者遺族や被害者学の専門家、社会保障の専門家等に御参画いただきながら、給付水準の大幅な引上げに向けて、検討を行っている。検討会は、月に1回の頻度で開催しており、現在まで6回開催している。「1年以内をめどに結論」という推進会議決定を受け、本年5月中までの取りまとめを想定し、議論を重ねている。

また、仮給付制度の運用改善については、全ての事案について仮給付の検討をすることや、仮給付決定を迅速に行うための調査の工夫等について各都道府県警察に指示をしている。

・ 法務省大臣官房政策立案総括審議官

「犯罪被害者等支援弁護士制度の創設」について、本制度は、被害直後から、刑事・民事裁判への対応を含む捜査機関や加害者側への対応、各種支援のための申請手続、報道機関への対応等、様々な対応が必要となる犯罪被害者やその御家族に寄り添った切れ目のない支援を行うため、生命・身体に対する重大犯罪や性犯罪の被害者等が、早期の段階から弁護士による継続的かつ包括的な支援を受けられるようにするものである。

法務省では、現在、本制度の創設に向け、支援の担い手となる日弁連・法テラスのほか、財務当局を含めた関係機関等とも調整を図りながら、どのような犯罪類型の被害者等を対象とするか、どのような援助活動を行うことにするか、本制度の利用に当たってどのような要件を設けるか、利用者の費用負担の有無・内容をどのようにするかなどの制度の内容のほか、支援弁護士・関係機関等との支援体制をどのように構築するか、あまねく全国において被害者等に寄り添った支援を提供できるよう、支援弁護士の数・質の確保をどのように行うかなどについても具体的な検討を進めている。

法務省としては、これらの検討を踏まえ、本制度の創設のために必要な総合法律支援法の改正や関係規程の整備、施行に向けた準備等を速やかに進めてまいりたい。

・ 警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当）

「国における司令塔機能の強化」について、犯罪被害者等施策の推進に当たっては、様々な分野にわたる取組を関係府省庁等が密接に連携、協力して進めていく必要があるところ、令和5年9月26日に「犯罪被害者等のための施策の推進に関する業務の基本方針について」が閣議決定され、10月1日から、国家公安委員会が犯罪被害者等施策の推進に関する企画及び

立案並びに総合調整を行い、警察庁がその補佐を行うこととされた。また、令和5年10月1日付で警察庁長官官房に「犯罪被害者等施策推進課」を新設し、警察庁の体制を増強した。さらに、国家公安委員会委員長を議長とする本連絡会議を開催するとともに、本連絡会議の下に設置したワーキンググループを開催し、推進会議決定に基づいた取組及び第4次犯罪被害者等基本計画に基づく施策の進捗状況について、きめ細やかに点検・検証・評価を行っている。

続いて、「地方における途切れない支援の提供体制の強化」については、現在、有識者検討会を開催し、犯罪被害者遺族、民間被害者支援団体の理事、社会福祉学の専門家等の有識者とともに関係府省庁にも御参画いただき、いわゆるワンストップサービスの構築に向けて、検討を行っている。検討会は、月に1回程度の頻度で開催しており、現在までに4回開催し、「1年以内をめどに結論」という推進会議決定を受け、本年5月中までの取りまとめを想定し、議論を重ねていただいている。

また、「犯罪被害者等のための制度の拡充等」については、医療・生活・教育・納税の各分野にわたる各種社会保障・社会福祉等制度に関し、関係省庁から制度を担当する地方公共団体や関係機関・団体に対して、犯罪被害者等も利用し得ることなどを明記した通知を発出していただき、警察庁において、これらの通知を地方公共団体の総合的対応窓口に対してまとめて周知する事務連絡を発出した。さらに、関係省庁においては、担当者会議等の様々な機会を通じて通知の内容について再周知を行っていただいております。引き続き、関係府省庁と連携・協力をしながら取り組んでまいります。

・ 厚生労働省政策統括官（総合政策担当）

犯罪被害者等に対する質の担保された治療としてのカウンセリングの保険適用の改善に関し、令和6年度の診療報酬については、令和5年12月に全体の改定率が決まり、その後、中央社会保険医療協議会において、個別具体的な内容について検討している。こうした中で、同年12月22日の第575回中央社会保険医療協議会において、犯罪被害等を契機としたPTSD等に対する心理的支援について議論を行った。具体的には、犯罪被害者等施策に関する政府のこれまでの議論、犯罪被害にあった場合等に必要とされる心理的支援の内容、精神科医療機関の受診状況等について資料を提出して説明を行い、その上で、医療機関において、トラウマ体験後にPTSD症状を有する患者等に対して、精神科の医師の指示のもと、公認心理師が行う心理支援について評価を設けることを論点として提示した。今後、中央社会保険医療協議会において、令和6年度診療報酬改定に向けた

様々な議論を行い、それぞれの事項について結論を出し、これらを踏まえ、必要な施策を実施することとしている。引き続き、関係府省庁と連携しながら、支援をより一層推進していく。

○ **第4次犯罪被害者等基本計画に盛り込まれた具体的施策の進捗状況について**

○ **犯罪被害者等施策に係る令和6年度予算案について**

・ **内閣府男女共同参画局長**

内閣府においては、第5次男女共同参画基本計画、第4次犯罪被害者等基本計画等に基づいて、DV等の配偶者等からの暴力の防止、性犯罪・性暴力対策等に取り組んでいる。

DV対策については、令和5年6月に配偶者暴力防止法の改正を行い、重篤な精神的被害を受けた場合にも接近禁止命令等の対象とすることをはじめとする保護命令制度の拡充を行った。また、被害の発生から生活の再建に至るまで、切れ目のない支援を行うための多機関連携を強化する仕組みとして、法定協議会を設けることとした。令和6年4月の施行に向け、関係省庁にも御協力いただき、基本方針や下位法令の整備を行うとともに、Q&Aやパンフレット等を作成して改正内容の周知に努め、円滑な施行に向けた取組を行っている。

性犯罪・性暴力への対策については、令和5年3月に「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」を取りまとめ、この方針に基づいて、性犯罪・性暴力の根絶に向けた取組や被害者支援の充実を図っている。

令和6年度予算案について、DV対策に関しては、引き続き、都道府県等が負担した民間シェルター等の先進的な取組を促進するための交付金を予定している。特に、DV防止法の改正の際の審議でも御議論があったが、加害者プログラムの実施等に要する経費を盛り込んでおり、関係府省庁とも連携して、各都道府県において積極的にこのプログラムを実施していただきたいと考えている。

また、性犯罪・性暴力対策については、引き続き、ワンストップ支援センターの運営等を支援する交付金を予定している。男性、子ども、若者の性被害に関しても相談支援の必要性が高くなっており、各地のワンストップ支援センターでも、男性・男児の性被害に関する相談に対応していただけるよう、認識を共有するなどの取組を行っているところではあるが、各都道府県等においても交付金を活用し、性犯罪被害者の相談支援に取り組んでいただきたいと考えている。

引き続き、関係府省庁とも連携して取り組んでいきたい。

・ こども家庭庁長官官房審議官（支援局担当）

令和4年の児童福祉法の改正では、児童虐待の防止、あるいは発生した後の児童の保護の質の向上に関し、一時保護の関係規程の整備等を行った。児童虐待は、往々にして虐待行為を行った保護者が罪に問われるということとセットで発生するため、このことを踏まえた取組を進めていきたいと考えている。

基本計画の柱に沿って説明すると、第1の「損害回復・経済的支援等への取組」に関連しては、被害直後の児童に対する適切な保護の観点から、一時保護所の環境整備等の推進を掲げている。令和5年度補正予算及び令和6年度当初予算において、一時保護施設における個別対応、こどもになるべく一対一で対応できる職員配置等の環境改善等を盛り込んだところであり、児童の適切な保護をより一層進めていきたいと考えている。

第2の「精神的・身体的被害の回復・防止への取組」に関しては、児童相談所や児童養護施設における体制の強化、里親制度の充実、被害児童からの事情聴取における配慮についての記載が盛り込まれている。児童相談所の体制強化については、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、児童相談所において、こどもに対して精神的ケア等のサポートを行う児童心理司を、令和8年度まで950人程度増員を図ることとしており、来年度の地方財政措置の中にもしっかりと組み込んでいただいた。また、児童養護施設の体制強化や里親制度に関しては、改正児童福祉法の中でも里親をサポートするための新たな事業、取組というのを位置付けたところであり、令和6年度予算案においても、課題に応じた対応の強化、底上げを図るために、ケアニーズが高いこどもを受け入れている自立援助ホームや、ファミリーホームのような小規模な共同生活施設における個別対応職員の配置を強化すること、改正児童福祉法の中で創設することになった里親支援センターにおいて里親等への支援を包括的に実施すること等に関連予算を盛り込んだ。被害を聴取する際の配慮については、警察、検察庁、児童相談所等の関係機関が聴取に先立って協議を行い、その代表者が聴取を行うような取組を実施するよう、通知を示している。引き続き、関係府省庁と協力しながら、犯罪被害にあった児童の負担軽減のための連携、取組の強化を図っていきたいと考えている。

第5の「国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組」に関連しては、児童虐待の被害者が置かれている状況の周知・理解を促進するため、「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施しており、関係閣僚の方にも声を掛けて、オレンジリボンを1週間付けていただいた。こうしたキャンペーン等を通じて広報啓発を実施している。

引き続き、犯罪被害にあった子どもたちのために、関係府省庁の力を借りながら、取組を進めてまいりたい。

・ 総務省大臣官房総括審議官

インターネット上の誹謗中傷に関して、被害が依然として深刻であることを踏まえ、令和2年9月、「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」を公表した。同政策パッケージには4つの柱があり、「ユーザに対する情報モラル及びICTリテラシーの向上のための啓発活動」については、「インターネットトラブル事例集」を作成している。これは、インターネット上の誹謗中傷に関する注意事項等を取り上げて周知啓発を行うものであり、青少年向けに最新のトラブル事例等をまとめたものである。このほか、平成18年度から「e-ネットキャラバン」を開催している。これは、児童・生徒、保護者・教職員等に対して開催している無料の「出前講座」であり、青少年のインターネットの安全な利用に係る普及啓発を目的にして、文部科学省、一般財団法人マルチメディア振興センター、各通信事業者等に協力いただいて取組を進めている。また、誹謗中傷に係る普及啓発活動を行う「#NoHeartNoSNS」というキャンペーンも行っており、関係府省庁、民間企業と共同で特設サイトを設け、基本的な事項、こういった場合には人を傷つけてしまうのか、といった内容について普及啓発している。

次に、「相談対応の充実に向けた連携と体制整備」については、平成21年度に「違法・有害情報相談センター」を設置した。これは、インターネット上に流通した情報による被害に関して、一般利用者からの相談を受け付け、具体的にどうやって削除要請ができるのかなどといった事項についてアドバイスを行うというもので、令和3年度からは、「インターネットホットラインセンター」等と連携する形で、「違法・有害情報相談機関連絡会」を新設し、相談機関間の円滑な連携によって、相談者に最適な解決策を提供していこうと取り組んでいる。

こういった取組を通じ、さらに関係府省庁と連携して、SNSを含んだインターネット上の誹謗中傷に関する犯罪被害者等からの相談に対応できるように体制を充実させるとともに、広報啓発活動についても強化していこうと考えている。

最後に、去年の暮れに開催された総務省の有識者会議において、インターネット上で出回っている誹謗中傷の投稿の削除に関し、プラットフォーム事業者に対して更なる対応の強化を求める旨の報告書取りまとめ案が提示されたところであり、令和6年の通常国会に法案提出することも視野に入れて検討している。具体的には、プラットフォーム事業者に削除の申し

出があっても、放っておかれることが一番多いことから、事業者が放っておくことができないよう、一定の期間内に削除した事実又はしなかった事実及びその理由を通知することを義務付けるといったことを柱とした制度の見直しを考えている。この報告書については、現在、意見募集を実施しているところであり、有識者会議で報告書を取りまとめていただいた上で、総務省としても取組の推進を図っていこうと考えている。

・ 法務省大臣官房政策立案総括審議官

施策番号156の「刑の執行段階等における犯罪被害者等の心情等の聴取・伝達制度」については、令和4年6月の法改正により導入されたものであり、令和5年12月1日から運用を開始した。申出があった被害者等の心情等を聴取し、これを踏まえて矯正処遇等を行うほか、被害者等から希望があった場合には、受刑者等にその心情等を伝達するという制度である。被害者等の利便性に配慮し、本制度利用の申出は全国の矯正管区・矯正施設で受け付けており、聴取場所も全国の矯正管区・矯正施設で実施可能としている。本制度の運用開始に当たっては、全国の刑事施設及び少年院に被害者担当者を配置して、各施設においては原則として男女各1名以上の職員を指名することとしている。各施設の上級庁である矯正管区にも本制度の担当者を置き、施設の運用をサポートするほか、広報や問合せ等への対応を行うこととしている。令和6年度予算案については、本制度の運用にかかる経費として約3億2,400万円を計上している。

次に、施策番号159以降、「犯罪被害者等の視点に立った保護観察処遇の充実」に関して、施策番号159については、保護観察や仮釈放等の更生保護の措置をとるに当たっては、犯罪被害者等の被害に関する心情や、その置かれている状況等を十分に考慮すべきことが、令和4年6月に成立した改正更生保護法に明記されるなど、犯罪被害者等の視点に立った保護観察処遇の充実を図るための規程が整備されたところであり、それを踏まえて現在、一層の適切な運用に取り組んでいる。施策番号161について、地方更生保護委員会による仮釈放等を許すか否かに関する審理においては、これまでも申出があった被害者等から、加害者の仮釈放等に関する意見等を聴取していたが、改正法では、加害者の釈放後の生活環境の調整や仮釈放等となった場合の保護観察に関する意見についても合わせて聴取することが明記された。これにより、仮釈放等審理はもとより、保護観察所が実施する生活環境調整や、保護観察処遇についても、被害者等から聴取した意見を考慮しつつ、一層適切に実施していくよう取り組んでおり、犯罪被害者等の視点に立った保護観察処遇の一層の充実に努めているところである。更生保護官署における犯罪被害者等関係施策に関する令和6年度予算案とし

ては、合計約9,600万円を計上している。

・ **文部科学省大臣官房政策課長**

「教育委員会と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び学校における相談窓口機能の充実」については、学校や教育委員会の教育相談担当者等を対象とした連絡協議会や研修会において、犯罪被害者等への対応に係る留意点や関係機関との連携促進等について周知を図るとともに、教育委員会による教育支援センター等へのスクールカウンセラー等の配置に係る経費を支援している。引き続き、教育委員会の教育相談担当者等を対象とするイベントにおいて、犯罪被害者等への対応に係る留意点等を周知していきたい。

次に、「学校内における相談体制の充実」については、令和4年度、令和5年度の予算を通じ、生徒指導担当教員や養護教諭の加配定数の改善をしている。引き続き、学校における生徒指導担当教員や養護教諭の加配定数の改善に努めていきたい。また、文部科学省においては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置をしているところ、現状は1人のカウンセラー又はソーシャルワーカーが複数の学校を巡回するという状況であり、更なる充実に向けて取り組んでいきたいと考えている。

最後に、「性犯罪被害対応等」については、教育委員会等が24時間子供SOSダイヤル等の相談窓口を設けているところ、国としてこの運用にかかる経費や周知を図るための取組を支援しており、引き続き行っていきたいと考えている。また、令和4年12月には、生徒指導提要、これは学習指導要領の手引書のようなものであるが、この中に、「生命（いのち）の安全教育」の実施を盛り込んだところ。また、令和5年11月に「生命（いのち）の安全教育全国フォーラム」を開催し、全国的な展開を図っている。

文部科学省においては、関係機関等と連携しながら、このような取組を引き続き充実させてまいりたい。

・ **厚生労働省政策統括官（総合政策担当）**

基本計画における厚生労働省の様々な取組のうち、主なもの3点を取り上げるが、1点目「様々な困難を抱えた女性の支援」について、被害女性の相談支援をほぼ担っている婦人相談所等の体制強化を行っており、令和3年度は、5,537件の一時保護を実施した。また、「若年被害女性等支援事業」については、令和4年度は3自治体6団体、更に令和5年度は5自治体9団体で実施しており、更に対象を広げていきたいと考えている。また、令和5年度から施行される、困難な問題を抱える女性の支援に関する法律に基づき、女性の立場に寄り添ったきめ細かな支援を行うとともに、引き続き、「若年被害女性等支援事業」を通じた公的機関と民間団体の共同によ

る支援の実施等、日常生活や社会生活を円滑に営む上で困難な問題の解決に対する包括的な支援に取り組んでいきたい。

2点目「犯罪被害を受けたことによる精神障害等を抱える方への支援」について、心の健康づくり対策に携わる専門性の高い人材の資質の向上等を図ることを目的として、従来から、様々な研修を実施しているが、この中で、医師、保健師、精神保健福祉士等の医療従事者を対象とした研修に「犯罪・性犯罪被害者コース」を設けて知識の普及啓発を推進しており、令和4年度は347名が受講した。また、令和5年度からは、トラウマを抱える犯罪被害者を含む患者等に対して、精神科以外の医師や看護師、具体的に言えば、児童相談所職員、母子保健に携わる保健師等が適切に診察や相談対応等を行えるよう、研修教材等の開発に向けた調査研究を実施している。

3点目「犯罪被害者等を支援する医療機関に関する情報提供」について、従来から、医療を受ける方が病院等の選択を適切に行えるよう、病院等の医療機能に関する情報を提供する、「医療機能情報提供制度」を運用しており、PTSD等の疾病の治療に対応できる医療機関やワンストップ支援センターを施設内に設置している医療機関を都道府県単位で検索することが可能になっている。さらに、令和6年4月以降については、都道府県ごとに別に運用されていた検索システムのデータの集約を図り、全国統一的な情報提供システムとして検索が可能となる予定である。これにより利用者の利便性の向上が図られるものと考えており、こうした制度の周知についても努めていきたいと考えている。

厚生労働省においては、これら以外にも様々な取組を行っており、引き続き、犯罪被害者の方々の支援に取り組んでまいりたい。

・ 国土交通省総合政策局長

国土交通省においては、保険金支払の適正化について、自賠責の保険金の支払の適正化のために、指定紛争処理機関による調停、あるいは国土交通省による重要事案の審査等によって、被害者保護に努めている。また、ひき逃げや無保険車による事故の被害者に対しては、政府の保障事業による救済を実施している。

次に、犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅の優先入居等の配慮について、これまでも地方自治体に対し、通知による要請、あるいは会議による周知等を行ってきているところではあるが、令和5年3月に通知を改正し、優先入居について条例等の規定のない自治体に対して、積極的な検討の要請や入居に際して保証人を必要としない弾力的な運用について周知してきているところである。

また、自動車事故による重度後遺障害者に対する医療の充実については、

国土交通省及び（独）自動車事故対策機構（ナスバ）において、療護施設の設置・運営や、在宅療養者への介護料の支給、訪問支援の実施等の実施に努めている。

このほか、犯罪被害者等に関する情報の保護については、運輸支局等に対して、登録事項等証明書等の交付請求にかかる事務処理について、本人確認を厳格化するなど、必要な事項を通知しており、こうした厳格な運用による情報の管理の徹底に努めている。

また、交通事故の相談活動の推進については、全国の自治体の相談員を対象として、これまでも研修を実施してきたところ、令和6年2月には、「交通事故相談ハンドブックの資料編」を新たに刊行する予定である。

最後に、公共交通事故被害者等に対する支援については、公共交通事故が発生した際に国土交通省に設置される「公共交通事故被害者支援室」が被害者等への情報提供や相談内容に応じた窓口の紹介等を実施している。平成28年の軽井沢スキーバス事故、令和4年4月に発生した知床遊覧船事故の被害者等に対しては、意見交換会を定期的にも実施するなど、継続した支援を行っている。

なお、令和6年度予算についても、おおむね例年と同様、所要の額を計上した。今後とも、第4次犯罪被害者等基本計画に基づき、着実に施策を進めてまいりたい。

・ **警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当）**

警察庁においては、第4次基本計画に基づき各種取組を進めているところ、今年度、関係府省庁等との連携・協力の下で犯罪被害類型別等調査を実施し、「犯罪被害者等が損害賠償を受けることができない状況の実態」、「犯罪被害者等が同一の加害者から再被害を受けている実態やそのおそれ等」、「犯罪被害者等が置かれている状況等」について調査をしている。犯罪被害者等が置かれている状況等の調査については、累次の犯罪被害者等基本計画に基づき、継続的に実施しており、経年変化を把握するという観点でも重要な調査であると認識している。本調査は昨年12月に調査モニターを活用したWEB調査により実施し、現在、調査結果を分析しているところであり、結果については、第4次基本計画に基づく施策の更なる推進や今後の各府省庁における犯罪被害者等施策の企画・立案にも御活用いただくことを想定しているものである。

次に、警察庁における令和6年度予算案については、対前年度比1億9,200万円増の総額23億2,000万円を計上している。主な増額・新規案件としては、犯罪被害者等給付金について、最近の運用実績等を踏まえ、約1億7,100万円を増額して計上した。また、犯罪被害者等支援に関わる職員の実

務能力向上のためのロールプレイ映像による教養資料の作成経費として新たに500万円計上したほか、日本の法制度や日本人の特性に応じた児童等に対する代表者聴取技法の体系化・ガイドライン作成を4か年計画で実施予定であり、令和6年度に1年目として新たに1,500万円を計上した。さらに、被害者等に最も身近な公的機関である市区町村の担当者を対象として知見の共有や情報提供を図るための会議を開催するための経費として、新たに700万円を計上した。

警察庁としては、関係府省庁と連携しながら、引き続き施策の推進に努めてまいりたい。

○ 「犯罪被害者等施策に関するワーキンググループの設置について」の一部改正について

「犯罪被害者等施策に関するワーキンググループの設置について」の一部改正は、案のとおり承認された。

○ 警察庁次長閉会挨拶

犯罪被害者等施策のメニューは多岐にわたっており、関係する府省庁が広範囲に及んでいる。犯罪被害者やその御家族・御遺族が一日も早く被害から回復し、地域の中で再び平穏な生活を営むことができるようにするためには、国、地方公共団体、その他関係機関・団体等が、犯罪被害者の方々の思いに寄り添い、相互に連携・協力して取り組むことが重要。

各府省庁においては、犯罪被害者の方々に必要な支援を適時適切にお届けすることができるよう、是非、これまで以上に、緊密な連携・協力の下、積極的な取組をお願いする。